# IV

# 整備基準の解説

1 建築物

IV



## O 解説の見かた・読みかた

「整備基準」 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則で規定されている基準です。

「解説」 整備基準のより具体的な内容や整備基準の根拠・説明などを記述しています。

「望ましい水準」 整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、

より望ましい整備水準を記載しています。

「備考」参照すべき図や写真、またはページを記載しています。

## 例) 1-1 敷地内通路等

(1) 不特定かつき て障害者等が利 掲げるものでも	備基準 多数の者が利用し、又は主とし 利用する敷地内の通路は、次に あること。ただし、別表第1の 頁に掲げる動物園等にあって ごない。	解 説 「不特定多数の者が利用し、又は 主として障害者等が利用する」の意 義は、高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律の例によ る。なお、共同住宅については、同 じく「多数の者が利用する」とす る。	望ましい水準	備考
ア 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	石畳やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工すること。	図 1 図 5 図 7
<b>1</b> 段	段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相とにより段を容易に識別できるものと身の突き出しその他のつまずきの原因となすること。 (カ) 段間である。		段がけるものであるものであるものであるものであるものであるものであるものであると、	図 7 図 8

備考) 「他の項目で規定された基準」の読込みを行なっている場合は、原則として、「整備基準」「解説」「望ましい水 準」のすべての内容を対象としますが、特に記述がある場合は、その事項については当該記述が適用されます。





凡例

図の配置 原則として、基本となる図を上部に配置し、個別の整備基準を説明する図や写真を その下に配置しています。

図の中の記号等について (凡例)

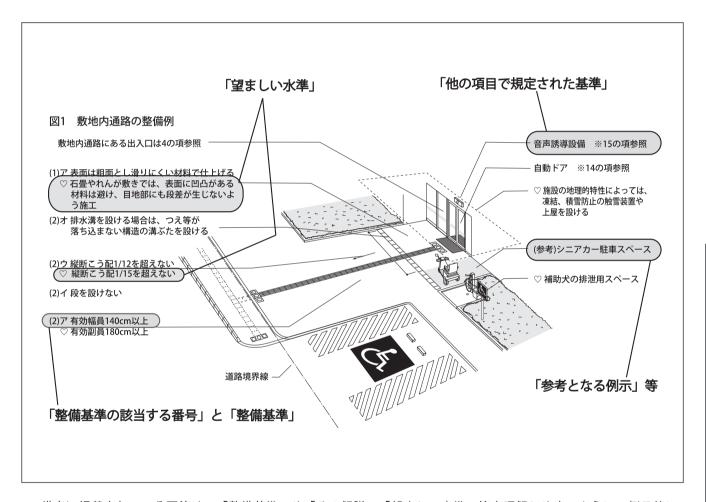
(1) ア 説明文 →「整備基準の該当する番号」と「整備基準」

無印 説明文 →「整備基準」または「解説」に示された「事前協議における より具体的な判断の基準」

♡ 説明文 →「望ましい水準」

※ 説明文 →当該箇所に関係する「他の項目で規定された基準」

(参考) 説明文 →「参考となる例示」等



備考) 掲載されている図等は、「整備基準」や「その解説」「望ましい水準」等を理解しやすいように、例示的に 図解したものです。具体的な整備にあたっては、施設の目的、用途、構造などに応じて工夫し、障害者、高齢 者等がより利用しやすいよう、配慮をお願いします。





凡例



## 敷地内通路等

## ●基本的な考え方

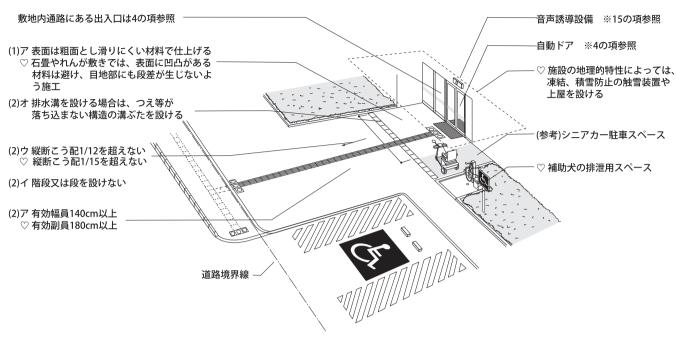
- 道路又は駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、誰もが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
  敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分対応できるように安全な通路として整備する。
  敷地内通路は、原則として歩車道分離とする。

惠	ğ 備 基 準	解	説	望ましい水準	備	考
害者等が利用す のであること。	多数の者が利用し、又は主として障ける敷地内の通路は、次に掲げるもただし、別表第1の2の項(3)の物園等にあっては、この限りでな		k律の例による。な ヽては、同じく「多			
ア 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加コによる濡れた状態で げ、材料を選択する		石畳 やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工すること。	図 1 図 5 図 7	
<b>イ</b> 段	段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりがあること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、ことものとが大きいことものとすること。 (ウ) まずさい構造とすること。			段がある場合なこと。・・ はは140センこと。・・ ル以上とする寸法は16センチののトル以チャ寸・ は30セナックであるサメリー 両側に手すりを設置すること。	図 7 図 8	
ウ傾斜路	傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜があると。 (イ) その前後の通路との色の明度、その前後の形度の存在をもりをしたよりその存在をおりに識別できるものとすること。	を、注意喚起のため	「端又は傾斜路全体 り、通路の他の部分 月度、輝度比等に差 ること。		図 5	
等」といいう。といいは し下 し下 利用 日 り り 以以 と の り と の に り の に り の り の り の り の り の り の り の り			の場合、居室には	り 内場設 に雪屋 に、困す 聴者助出るり 内場設 に雪屋 に、困す 聴者助出る り 内場設 に雪屋 に、困す 聴者助出る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10のI P94参	

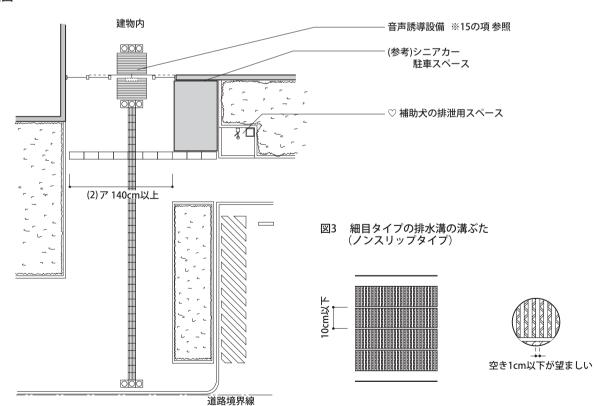




#### 図1 敷地内通路の整備例



#### 図2 平面図







敷地内 通路等

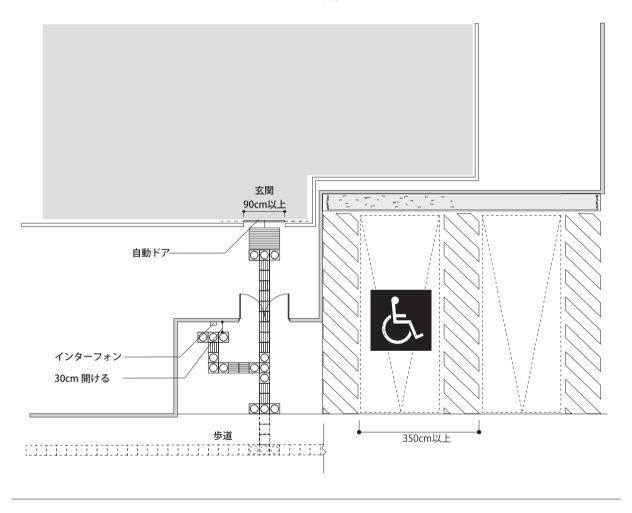
整	:備基準	解説	望ましい水準	備考
アー有効幅員	有効幅員(内のりをいう。以 下同じ。)は、140センチメー トル以上とすること。		段がある部分及び傾斜 路を除き、幅は、180セ ンチメートル以上とする こと。	図 1 図 2 図 7 図 8
イ 階段、段	階段とに に で で で で で で で で で で で で で			図1 図5 図6 図7 図8 7の項 P80参照
ウ 傾斜路	傾斜路は、次に掲げるものでも一と。 (7) 有のには140センサートのにからなりのでものにがありのでは140センサートのにからなりのとと12がにからいかにからにないでものになが16セとチったがものでものになが75ものになが75もの起高されの、チェシンに対したとかがものはなが75ものはなが75ものになが75ものになが75ものになが75ものになが75ものになが75もとかが16センサインが150センサインが150センサインが150センサインが150センサインサインサインサインは150センサインサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センカーのでは150センサインは150セントの150センサインは150センサインは150セントの150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センサインは150センは150センは150センサインは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150センは150	車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外への側面へ傾斜させないこと。  (こう配) ・ 車いす使用者が自力で登坂できるこう配は1/12以下である。  (踊場)  通行の安全、休憩、方向転換等のため、水平な踊場が必要となる。	傾斜あるもののは150 とはいるとには150 とのには150 とのには150 とのには150 とのには150 とのには150 とのにあーちるとのでは120 とのでは12とと縦起さをが対した。カーないでは12とが終れました。カーながががあるがががあまりががががます。というでは20分ありりというでは20分ありりというでは20分ありりというでは20分ありりというでは20分ありりません。	図 1 図 5 図 7 図 8
工 戸	戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (7) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (1) 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通びできる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	4の項(1)参照。		4 の項 P70参照
オ 排水溝の溝ぶた	排水溝を設ける場合は、盲人 安全つえ、車いすのキャスター 等(以下「つえ等」という。) が落ち込まない構造の溝ぶたを 設けること。			図 1 図 3
おいて、動物園 ロ又は駐車場へ れぞれ1以上の 別表第2の4の に定める構造と	の項(3)の項に掲げる動物園等に 等の敷地に接する道へ通ずる出入 角ずる出入口を設ける場合は、そ 出入口及び主要な敷地内通路は、 表1の項、2の項及び9の項(1) すること。この場合において、 のは、「敷地内の通路」と読み替			





敷地囚 通路等

図4 インターフォンのある玄関扉の場合(※15の項参照)







敷地内 通路等

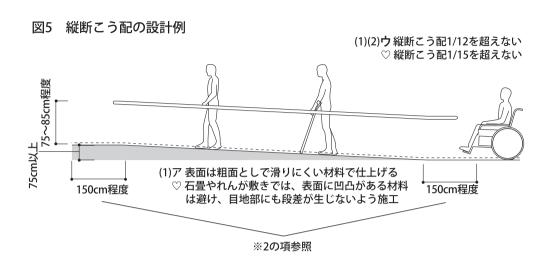
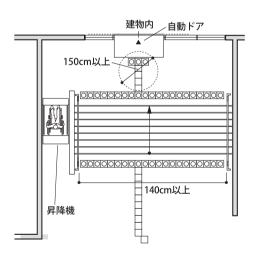


図6 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置例

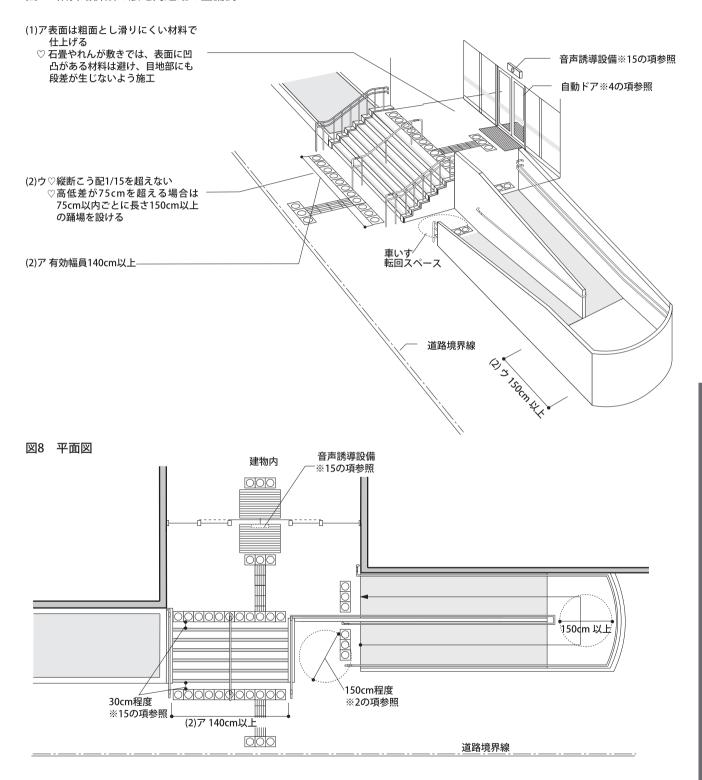






敷地内

### 図7 傾斜路併設の敷地内通路の整備例







敷地内 通路等



傾斜路

## ●基本的な考え方

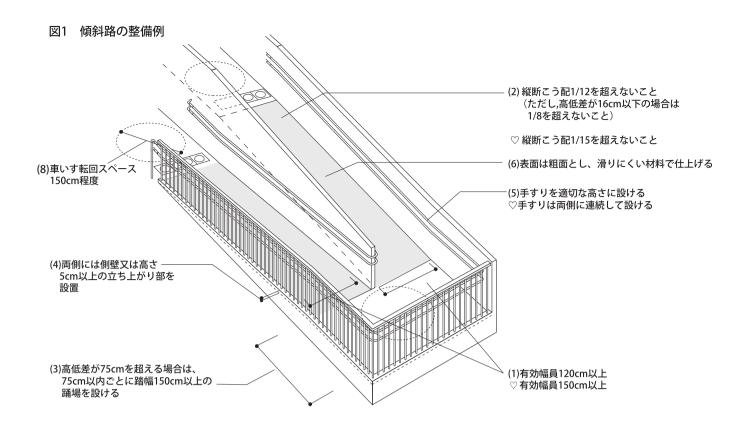
- 敷地内通路、建築物内の廊下等に高低差や段が生じている場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように傾斜路を整備する。
- 傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。また、滑りにくい仕上げ材 を使用する。
- ・ 敷地等の形状により傾斜路の距離が著しく長い場合、若しくは進路方向が見えにくい傾斜路にあっては、傾斜路の長さ等を分かりやすく表示する など利用しやすさを工夫する。

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
者等が利用する傾斜	の者が利用し、又は主として障害 料路(階段に代わり、又はこれに る。)を設ける場合は、次に定め			
(1)有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段に併設するものにあっては、90センチメートル以上とすることができる。		有効幅員は、150センチメートル以上(段を併設する場合は、120センチメートル以上)とすること。	図1 図2 図5 6の項 P78参照
(2) 縦断こう配	縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。	車いす使用者の通行を妨げるため、進 行方向以外の側面へ傾斜させないこ と。	縦断こう配は、1/15を超 えないこと。	図 1 図 4
(3) 踊場	高低差が75センチメートルを 超える場合は、75センチメー トル以内ごとに踏幅が150セン チメートル以上の踊場を設け ること。			図 1 図 2
(4) 転落防止装置	両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。			図 1
(5) 手すり	手すりを適切な高さに設けること。	東傾基、る で合程度チリカー は 大の で 合程度 チェー の と にと と が は す ま場 からと に と が は で 合程度 チェー の と に と と が と と ・ の は 皮 の と と ・ の は 皮 の と と ・ で 合程度 チェー の は 皮 の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	・手すりは、両側に連続して設置すること。	図33区
(6)表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。		図 1
(7)廊下等	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。			
(8) 端部の構造	傾斜路の端部は、車いすの転 回に支障がない構造とするこ と。	・傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。・端部は床に対して段を生じない構造とし、通路を移動する人との衝突を避け、かつ、車いすが転回できるよう、長さ150センチメートル程度の踊場を設けること。		⊠ 1





傾斜路





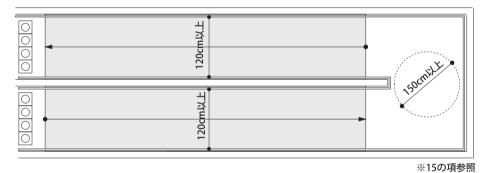


図3 手すりの形状例

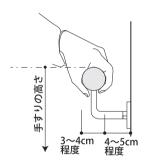


図4 縦断こう配、手すりの設置例

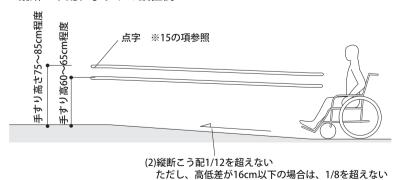
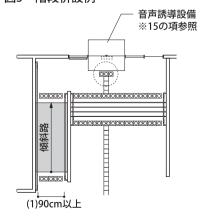


図5 階段併設例







傾斜路



## 駐車場

## ●基本的な考え方

- 車いす使用者等が利用できる駐車区画の確保は大変重要である。 車いす使用者等が利用できる駐車区画は主要な出入口に最も近い場所に 設ける。
- 施設の用途・規模によっては、多くの車いす使用者が同時に複数の区画 を利用することを想定して可能な限り多くの区画数を確保する。
- 車いす使用者が利用できる駐車区画表示は道路からも容易に視認できる よう配慮する。

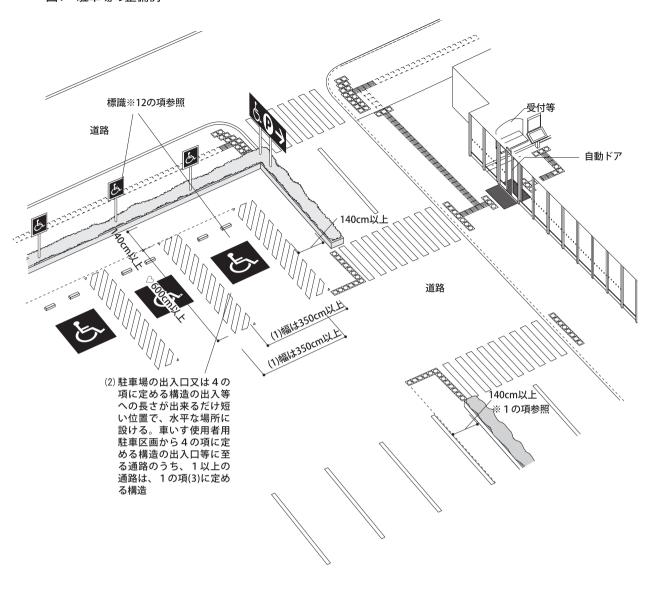
整	備基準	解説	望ましい水準	備考
者等にあるは、	の者が利用し、又は主として障害 事場(機械式駐車場を除く。車以下 事場に、次に定める構造のすけが が、に変し、は、では、次に定める構造のすりでは、次に定める情事のでは、100分のが、100分のが、100分のが、100分のが、100分のが、100分のが、100分のが、100分のが、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、100分のでは、	駐車場には、施設に附属する駐車 場、路外駐車場の双方が含まれる。	りななにす 一こ ブミ にを 車け はいど利る スと なう 利設 区る発やよ、用こ2を。見ど一雨用け車画こ2をのでるいをとら並 通のをのでるいをとらず 通りをのでるいをとった。 カルど利る こ2を 見ど一雨用け車画こ2を 見どー かけ ない にこ濡う 者お の から はいど利る こった から から はいどり から はいどり から はいどり から はいどり から から から いっと から	
駐車台数の ~ 100 101 ~ 200 201 ~ 300 301 ~ 400 401 ~ 500	駐車区画 0台 1台 0台 2台 0台 3台 0台 4台		50分の1以上。 200台を超える場合は100分の1プラス2以上。 ・全ての公共的施設においては、本項に定める駐車場を設けること。	
(1) 区画の幅	幅は、350センチメートル以 上とすること。	標準的な車いす使用者用駐車区画は幅350センチメートル以上×奥行き500センチメートル以上である。	・ 奥行きは600センチ メートル以上とすること。 車いす使用者用区画が、1以上の場合を両目スペーと。 乗降時日ることペースは明 に、乗降用スペンチメートル以上とすること。	図 1 図 4
(2) 設置場所	駐車場造のでは、1 には、1 には、1 には、1 には、1 には、1 には、1 には、1 に	必要に応じて、車止めを適切に処置すること。 ・他の自動車との動線と車いきを進け、駐車区画からの動気だけ、駐車区画はできるだけ出近い位置に設ける。 ・車の際に、車の座席との乗り移り定でき、車の際に、車の際に、車が自走しないように傾斜した場所には設けないこと。		図1 1の項 P60参照 4の項 P70参照





駐車場

### 図1 駐車場の整備例



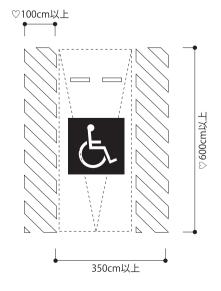
## 図2 可動しやすい専用駐車場案内板の例(※12の項参照)



#### 図3 車いす使用者駐車区画の例



## 図4 車いす使用者駐車区画寸法の考え方(1台駐車)





1-3

駐車場



出入口等

## ●基本的な考え方

- ・ だれもが円滑に利用できるように、主要な出入口等を整備する。
- ・ 主要な出入口等付近には、案内看板や受付を適切に設ける。
- ・ 主要な出入口等付近には、利用者に分かりやすい施設の案内板を適切に配置する。
- ・ 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車いす使用者の通行に十分配慮する。
- ・ 戸の構造は、上肢の障害のある人にもできる限り円滑に利用できるものとする。
- ・ 客室等の出入口には、視覚障害者にも認識しやすい浮文字の部屋番号や点字付き 室名板を設ける。
- ・ 主要な出入口以外の出入口においても、緊急時等を考慮し利用者の円滑な利用に 配慮する。

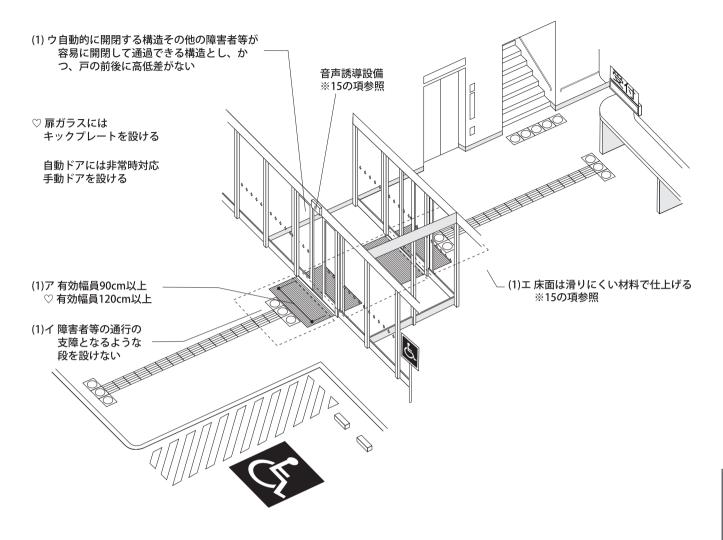
整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路(以下「主要な出入口等」という。)を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。	「改札口」とは、有料施設等の入場口を指し、「レジ通路」とは、スーパー等に設けられるような代金支払い時に通過する通路部分を指す。 改札口及びレジ通路には、屋外へ通ずるもののほか、屋内に設置するものも含む。	・はる・に用サを・所のす・をるに用サを・所のす・をるはる・に用サを・所のす・をるはなる・に用サを・所のす・をもはる・に用サを・所のす・をもはる・に用サを・所のす・をもはる・に用サを・所のす・をもはる・に用サを・所のす・をもはる・に用サを・所のす・をもはる・に用サを・所のす・をもいる・に用サを・所のす・をもいる・に用サを・所のす・をもいる・に用サを・所のす・をもいる・に対している。	
ア 有効幅員 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。		1以上の直接屋外に 通ずる出入口等の有効 幅員は、120センチ メートル以上とすること。	図 1
イ 段 障害者等の通行の支障と なるような段を設けないこ と。	雨仕舞の関係から段が生じる場合 は、高低差1センチメートル程度で 丸みを持たせる、すりつける等の配 慮を行う必要がある。		図 1
ウ 戸の構造 戸を設ける場合には、1 の項(2)エ(4)に掲げるもので あること。	開動作の開きない。 開動作の自動でのクロックをいった。 見手動がにるのであるという。 は、関連であるというですがあるという。 は、アインには、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるではないるでは、でいるではないでは、でいるではないるでは、ではないいでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは	・キけ、常設・チ接口自造・の該線すがプとド応こ幅トへうにるにがあえとって、ア手と員ル通ち開こよ廊るな、アーに動。1以ず1閉とり下側いにトーはドーのは、1以ず1閉とり下側にはを、アーセの出上る一該の壁造はを、アーセの出上る一該の壁造はを、アーセの出上る一下側により下側によりでは、というでは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	図 1 図 7 1 の項 P60参照
エ 床面の仕上 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。		図 1





出入口 等

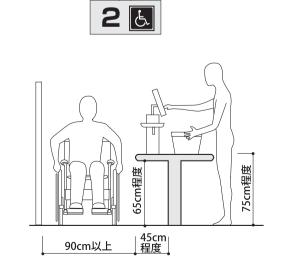
## 図1 主要な出入口等の整備例



## 写真1 玄関付近



## 図2 レジ通路の設計例







出入口 等

## 整備基準

(2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口(主要 な出入口等を除く。) 及び主たる経路を構成 する出入口(直接屋外へ通ずる主要な出入口 を除く。)は、有効幅員を80センチメートル 以上とし、(1)のイからエまでに定める構造と すること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室(患者を収容する施設 をいう。)を有しないもの(以下「無床診療 所」という。)で用途面積が500平方メートル 未満のもの(以下「小規模無床診療所」とい う。)、同表の5の項(3)の項に掲げる商業施 設のうち用途面積が200平方メートル以上500 平方メートル未満のもの(以下「小規模店 舗」という。)及び同表の14の項に掲げる興 行・遊興施設のうち用途面積が300平方メート ル以上1,000平方メートル未満のもの(以下 「小規模興行・遊興施設」という。)にあっ ては、この限りでない。

#### 翼 説

ひとつの居室に複数の出入口がある場合は、1以上の出入口の整備が必要となる。

## 望ましい水準

- ・ 公共的施設において主要な出入口以外の出入口を設ける場合にあっては、4の項(2)に定める構造とすること。
- 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
- ・ 公共的施設の出入口には、屋根・庇を設ける。
- ・ 風除室には、必要に応じて、衝突防止 用の措置(注意喚起 サイン、手すり等) を講ずること。
- ・ 上下足履き替え所 には、下肢障害者の ためのいすを常備す ること。

備考

図3





出入口 等

#### 図3 主要な出入口以外の出入口の整備例

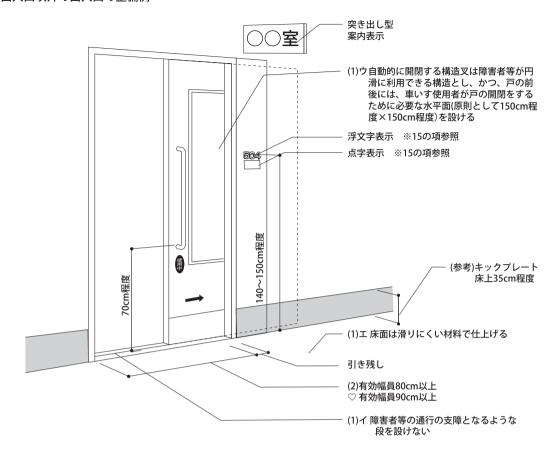
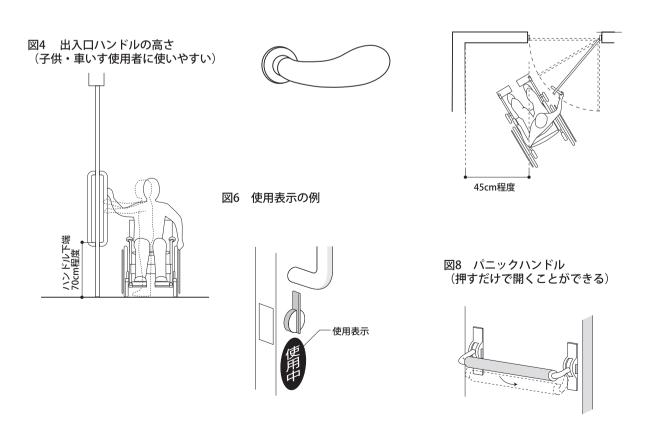


図5 使いやすいドアハンドル

## 図7 開き戸を設けた場合の空き寸法の考え方









1-5

廊 下 そ の 他 これに類するもの \_\_\_\_ (以下「廊下等」と<mark>いう)</mark>

## ●基本的な考え方

- ・ 廊下等には利用者の事故につながるような不用意な突起物を設けない。・ 廊下等の手すりは、設置が必要な箇所を十分考慮して設ける。また、設置が必要 と思われる箇所にいつでも容易に設置できるように壁下地を補強しておく。

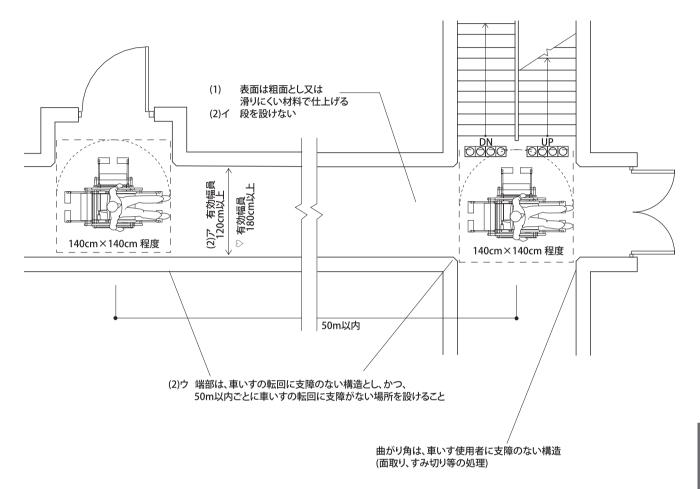
整備	<b>講 基 準</b>	解	説	望ましい水準	備考
て障害者等が利用す	の者が利用し、又は主とし する廊下等の表面は、粗面 くい材料で仕上げること。	滴等による濡れたくい仕上げ、材と。・・マットを設けるなど足をいすの通行の支配をあること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	料を選択、埋込、車のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・ なと 上る 適る 、るい場のす の主 と にけ、造 路す をけ にった の整 設設 には 経備 経備 にを と で合項る の整 設設 じ置 にから でき 利田 にを でき	図 1
める構造のエレベー ては、当該エレベー 等を含む。)は、( るものであること。	成する廊下等(7の項に定一ターを設ける場合にあっ一ターの昇降路に至る廊下(1)に定めるほか、次に掲げっただし、小規模無床診療び小規模興行・遊興施設にしてない。				7の項 P80参照
	有効幅員は、120センチートル以上とすること。			・ 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者をがすれ違うことができる構造の部分を設ける場合は140センチメートル以上とする。	図 1
し	段を設けないこと。ただ、2の項に定める構造の傾路又はエレベーター等を設る場合は、この限りでな				図1 2の項 P66参照
ペースの転 障 ロスペース メ 転	端部は、車いすの転回に支 のない構造とし、かつ、50 ートル以内ごとに車いすの 回に支障がない場所を設け こと。	140センチメート 設けること。 (7 ンチメートル以」 できるため、こと はない。) ・ 曲がり角は車し がない構造とす	有効幅員が140セ	・ 曲がり角には鏡を 設けるなどにより、 衝突防止の配慮をす ること。	図 1 図 2 図 3



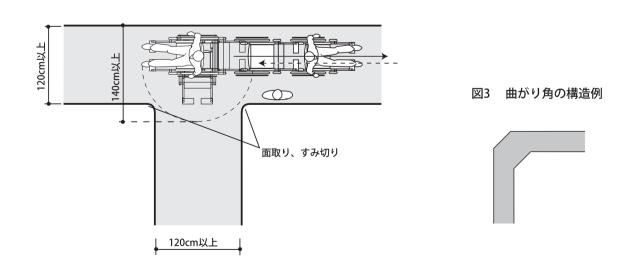


廊下等

### 図1 廊下等の整備例



## 図2 T字型の交差部分の動作例







廊下等

整備	<b>講 基 準</b>	解説	望ましい水準	備考
置医	別表第1の3の項に掲げる 療施設 (無床診療所を除 。)にあっては、適切な高 に手すりを設けること。	・ 床仕上げ面から手すした。 ・ での高は、 でののトーラーでののというでののは、 でののは、 でのののでは、 でのののののののでは、 でののののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でいるでは、 でいるではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないるでは	・ その他の公共的施 設にあること。 ・ 事すりて設置すること。 ・ 連続して設置すること。	
項	戸を設ける場合には、1の i(2) エ(4) に掲げるものであ こと。	・ 4の項(1)ウ参照。	側面に廊下等に向向かって開く当時で表記の開りので開く、当該戸の開閉により高齢者、定義の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。	1 の項 P60参照 4 の項 P70参照





廊下等





1-6

階段

## ●基本的な考え方

- 階段には手すりを両側に連続して設ける。 階段での転倒事故を防ぐためには段鼻は容易に見分けがつく構造とする。
- 階段手すりの始終端部には現在地若しくは行き先等を点字で表記する。

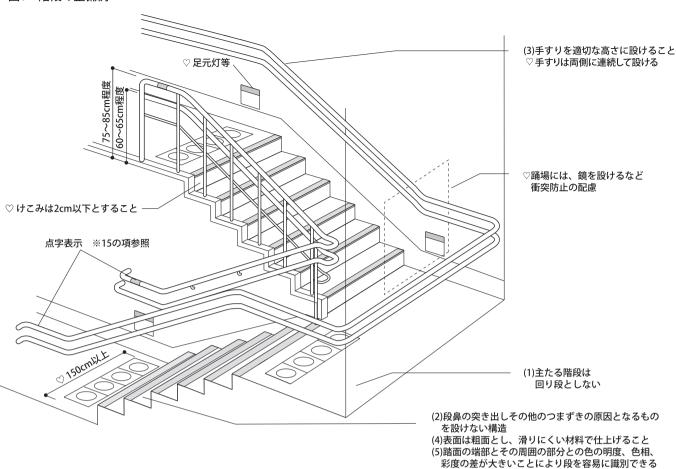
整	備基準	解説	望ましい水準	備考
	者が利用し、又は主として障害者 設ける場合は、次に定める構造と	・ らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。	・ 必要にに置する。 では、 と。 がいまでは、 がいまでは、 がいまでは、 がいまでは、 がいまでは、 がいまでは、 ないでは、 からないでは、 からないでは、 がらいないでは、 からいないでは、 からいないないでは、 からいないないでは、 からいないないでは、 からいないないないでは、 からいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	
(1) 主たる階段の 形状	主たる階段は、回り階段としないこと。	主たる階段とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。	・ 主たる階段以外の階段においても回り階段は設けないこと。	図 1 図 2
(2) 階段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・ 同一階段は、同一寸法とすること。 ・ 段鼻は、ながけこみ板の面とるえてつ場合をしていているでは、いるではいるできる。ので以上の階段においては、かを防止があること。・ 1 は、のまがでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・ けこみは 2 センチ メートル以下とすること。 ・ けあげ16センチメートル程度、踏面30セン チメートル以上とすること。	図 1 図 3 図 4
(3) 手すりの設置	手すりを適切な高さに設けること。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>両側に連続して設置すること。</li></ul>	図 1
(4) 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい 仕上げ、材料を選択すること。		図 1
(5) 明度差等の確 保	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	高齢者や視覚障害者等が認知しやすいよう、明度、色相、彩度(輝度比の確保)に配慮する。		図 1



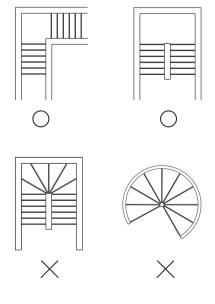


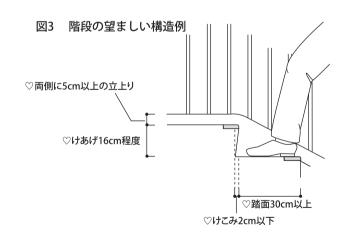
階段

### 図1 階段の整備例

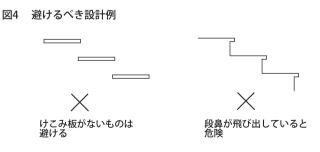


### 図2 階段の形状例(○と×)





ものとすること



(IV

1-6

階段



## ●基本的な考え方

- ・ エレベーターは、車いす使用者にとって最も円滑に垂直移動できる設備である。 エレベーターの設置にあたっては、設置場所等を十分考慮すること。
- エレベーターは、原則として2階以上の階に利用者の利用に供する居室等が設けられている場合には設置する。
- 百貨店、集会施設及び劇場等同時に多数が利用することのあるエレベーターは、 車いす使用者等が円滑に利用できる台数を増やすこと。また、より大きなかご面積 のエレベーターを採用する。
- のエレベーターを採用する。 ・ エレベーターの操作盤(特に緊急通報ボタン)は、車いす使用者、子ども、視覚 障害者、高齢者等の利用に配慮する。

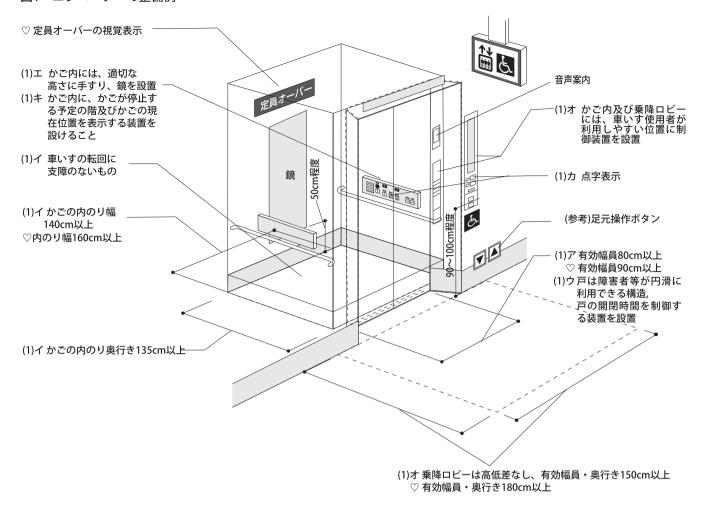
整	備基準	解説	望ましい水準	備考
では、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは	多数の者が計算の 対力の主要な は外入口の が利力の主要な は外入口の が利力の主要な は外入口の の者が利力の主要な に接出面の のの のも、 は外入口の のの のの のの のの のの のの のの のの のの	・「別表第1の8の項、 16の8の項、公務に 16の項とは「共同に 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上はで 16の上がで 16の上がで 16の上がで 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16の上が 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16		4 の項 P70参照
ア かご及び昇降路の出入口の構造	かご及び昇降路の出入口の 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・ かご及び昇降路の 出入口の有効幅員 は、90センチメート ル以上とすること。	図 1 図 6
イかごの大きさ	は140セかンでません。 の以行とは135セス転す1項のは140セかンび回るの及項的によるの及項がただ9の人でであるである。 内内ル関係がだりのではできますができまり、ではい、ではではい、ではではではできますがである。 大内のト構がないのではできますができます。 がより、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		・ かごの内のり幅は 160センチメートル 以上、内のり奥行き は135センチ ル以上とすること。	図 2
ウ 戸の構造	戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。		・ 覚表示を行うこと。 ・ 覚表示をひ戸に、に ・ で表示でないでのでは、 ・ ののでは、 ・ ののではないででする。ののではないである。ののではないである。ののではないである。 ・ ののができるができるができる。 ・ ののであること。	図 1
エ かご内の構 造	かご内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。	<ul><li>手すりは高さ75~85センチメートル程度に設置すること。</li><li>手すりは握りやすい形状とすること。</li></ul>		図 1 図 6



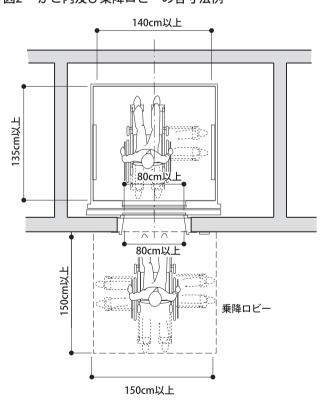


エレベーター

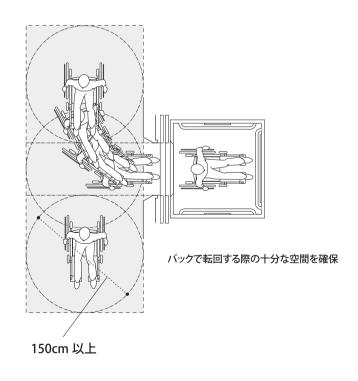
#### 図1 エレベーターの整備例



## 図2 かご内及び乗降ロビーの各寸法例



## 図3 乗降ロビーの安全空間の確保







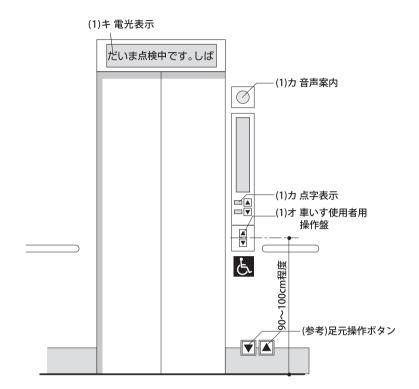
エレベ

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
オ かご内及び 乗降ロビーの 制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	・ 操作盤(制御装置)のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けること。・ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置(高さ90~100センチメートル程度)に操作盤が設けられていること。・ かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものであること。	・ の段のでは、 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	図 1 図 4 図 5 図 6 図 7
カ制御装置の構造	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			図 1 図 4 図 6
キ 位置表示の 装置	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在 位置を表示する装置を設け ること。			図 1 図 4
ク 出入口の戸 の音声装置	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。			
ケ 昇降方向表 示の装置	乗降ロビーに、到着する かごの昇降方向を表示する 装置を設けること。	・ 乗降ロビーへの装置の設置については、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。		
コ 昇降方向の 音声装置	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。			
サ 乗降ロビー の構造	乗降ロビーは、高低差が ないものとし、その有効幅 員及び有効奥行き(内のり をいう。)は、150センチ メートル以上とすること。		・ 乗降ロビーの有効 幅員及び有効奥行き は、それぞれ180セ ンチメートル以上と すること。	図2図3
て障害者等が利 る4の項(1)に定 ない階を有する 設を除く。)に	お数の者が利用し、又は主とし 別用し、かつ、直接屋外へ通ず とめる構造の主要な出入口等が の公共的施設((1)に該当する施 にあっては、かごが当該階に停 のる構造のエレベーターを1以 のること。			4 の項 P70参照

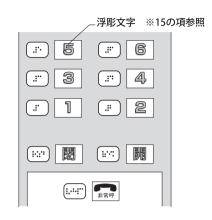




#### 図4 乗降ロビーの整備例

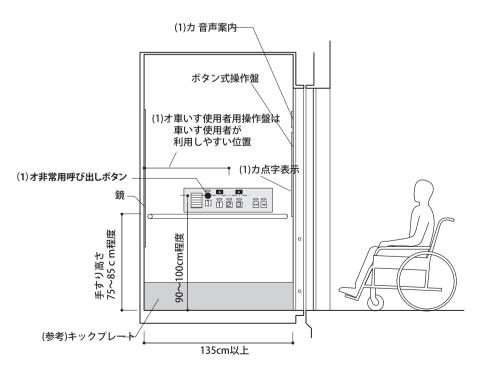


#### 図5 かご内操作盤の階数ボタン配置と 点字表示例



- ♡ 縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列し、点字表示はボタンの左側を原則とする。
- ♡ 呼び出しボタンは開閉ボタンの下部 に設ける。

## 図6 かご内の寸法例



#### 図7 階数ボタン (点字表示)

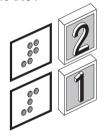


写真1 足元操作ボタン例



乗降ロビー





エレベ 一ター

1-8

便所

## ●基本的な考え方

- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ、だれもが利用 しやすい便所「みんなのトイレ」を1以上整備する。
- みんなのトイレが整備されていることを知らせる表示を分かりやすく行う。
- ・ みんなのトイレ以外の便所を設ける場合にも、障害者、高齢者及び小さな子ども を連れた人が利用しやすい便房を1以上整備する。
- 便所が男女別に設けられている場合は、利用しやすい便房をそれぞれ1以上整備する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定 の	無型 をはいる で	公共的施設において はみんな。 ・ よるでは、 とのでは、 とのでは、 というできる。 ・ はるでは、 とのできる。 ・ はるでは、 とのできる。 ・ はるでは、 とのできる。 ・ はるでは、 とのできる。 ・ はるでは、 とのできる。 ・ はるでは、 とのできる。 ・ はるできる。 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、	図 7
ア 出入口の構 出入口の有効幅員は、 センチメートル以上とすこと。		・ 有効幅員は、90セ ンチメートル以上と すること。	図 1
イ 戸の構造 戸を設ける場合には、 の項(2)エ(4)に掲げるも であること。		・ で。 せい こう で はが に かっこう で で いき 記 が よる 合と に 用 を かっこう かっこう かっこう かっこう で で いき に は が よる 合と に に で が よる 合と に に が よる か こうけ に が よる らい に で き に は い で き に は い いき 記 組 る 見 け に が よ る 見 い き 記 組 る 見 が よ る は い き 記 は は い き 記 は は に か よ る らい か よ る らい が よ る らい か よ な らい か よ る らい か よ な もの な らい か よ る らい か よ な もの な もの な らい か よ な もの な らい か よ な もの な	1 <i>の</i> 項 P60参照
ウ 接続する経 出入口は、主たる経路 路 接続すること。			図 1
工 便房の構造 腰掛便座、手すり、洗器、鏡等を適切に配置すこと。		<ul><li>(腰掛便座)</li><li>・ 温水洗浄便座を設置すること。</li><li>(背もたれ)</li><li>・ 便器の背後に背もたれを設けること。</li></ul>	図 1





便 所

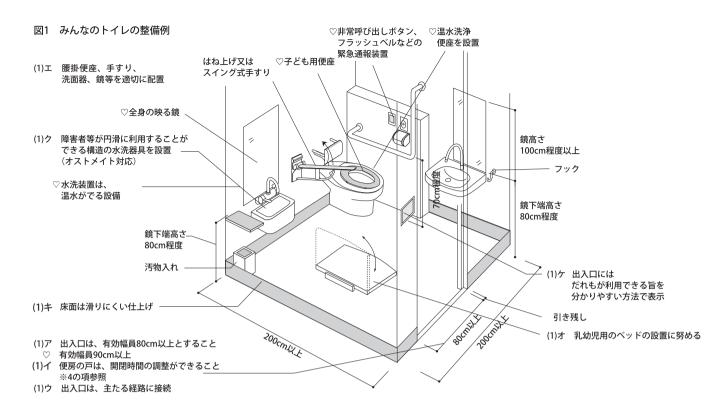
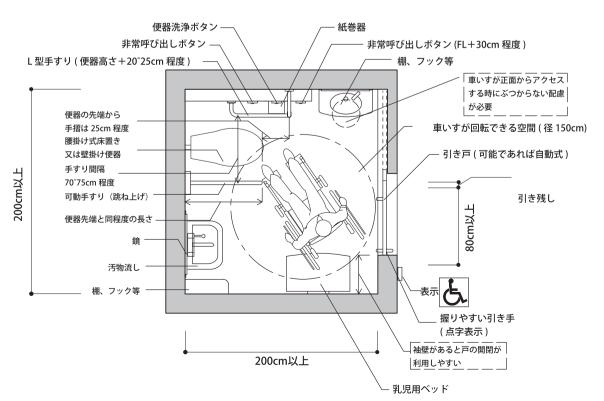


図3 みんなのトイレサイン例



## 図2 設備のレイアウト参考例







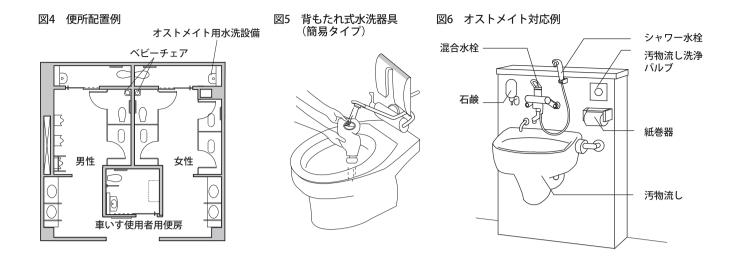
便所

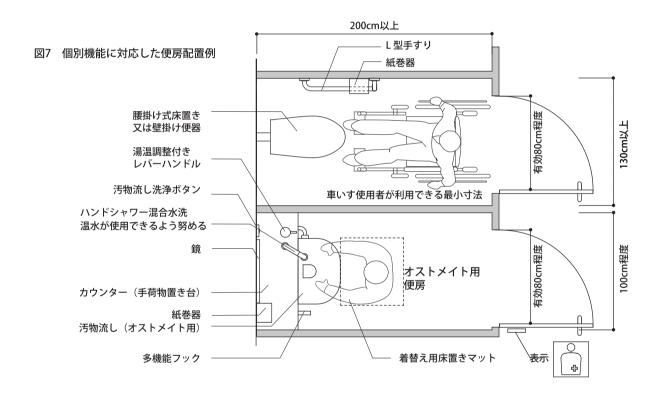
整	備基準	解説	望ましい水準	備考
		(付属異具) ・ 洗練では、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	<ul><li>(付属器具)</li><li>・置すのとののとのできる鏡をできますのできるできます。</li><li>・設・できるできますが、</li><li>・設・できるできますが、</li><li>・ は、</li><li>・ は、</li><li>・ は、</li><li>・ は、</li><li>・ できるできますが、</li><li>・ できるできまが、</li><li>・ で</li></ul>	
オ 乳幼児等の 対応	乳幼児用のベッド及びいす を設置するよう努めること。		・ 便房内に子ども用の便器又は便座を併設すること。	図 1 写真 1
カ 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。	手動車いすで方向転換が可能なスペース(200センチメートル以上×200センチメートル以上)を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。		図 2
キ 床面の仕上 げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨 滴等による濡れた状態でも滑りに くい仕上げ、材料を選択するこ と。		図 1
クー水洗器具	障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。	・ 水洗器具とは、所 ・ (人工 ・		図 6
ケ 出入口の表示	出入口には、だれもが利 用できる旨を分かりやすい 方法で表示すること。		・ 車いす使用者だけ でなく、だれもが利 用できる便所である 旨を点字等で表示す ること	図 1 図 3
て障害者等が利 ((1)ただし書き されているもの 次に定める構造	多数の者が利用し、又は主とし 別用する便所(みんなのトイレ の場合を含む。)のみで構成 のを除く。)を設ける場合は、 近の便所を1以上(男女用の区 は、それぞれ1以上)設けるこ	(1)のみんなのトイレ(ただし書きの場合を含む)が2箇所以上設置されている場合は、2箇所目については、(2)に定める構造の便所を整備したものとみなす。	・ 公共的施設においてみんなのトイレ以外のトイレを設にしては、それぞれの階に1以上を8の項(2)に定める構造とすること。	
ア 出入口の構造	便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・ 便所内の通路等は 車いす使用者が利用 できる幅員を十分に 確保すること。	図10
イ 戸の構造	便所及び便房の出入口の 戸は、1の項(2)エ(4)に掲 げるものであること。			1 の項 P60参照
ウ 床面の仕上 げ	床面は、滑りにくい材料 で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨 滴等による濡れた状態でも滑りに くい仕上げ、材料を選択すること		図10





更 所





汚物流し (オストメイト用)

図8 オストメイト対応便房

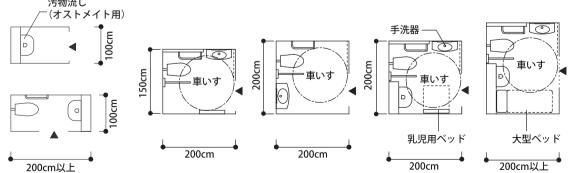


図9 車いす使用者便房(みんなのトイレ含む)のレイアウト例



(1–8)

便 所

エ 便房の構造	備基準 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便房を1以上設けること。	解説	望ましい水準 ・ 温水洗浄便座を設置すること。・ 乳児用と。・ 3 乳児用と。 ボタン 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 4 で 5 で 5 で 5 で 5 で 6 で 6 で 6 で 7 で 7 で 7 で 8 で 7 で 7 で 8 で 7 で 8 で 7 で 7	備 考 図10 図12 4の項 P70参照
才 男子用小便 器の構造	男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに関する。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。	・ 手すり付き床置式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。 ・ 小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。		図10
カ 洗面器の構造	障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。	・洗頭にない。 ・洗明に取り付ける。とない。 ・洗明に取り付ける。とない。 ・大明にのででの使用に配きる。 ・でのでは床上65セン、洗りのでは、 ・器の下部は床上65セン、洗りがでのででででででででででででででででででででできます。 ・器のででででできます。 ・器のでででできます。 ・洗頭でできること。 ・洗頭でできる。 ・洗頭でできる。 ・洗頭でできる。 ・洗頭できる。 ・洗点式など。 ・ 感応すること。		⊠10 ⊠11





## 図10 みんなのトイレ以外のトイレの整備例

## 図11 洗面器まわりの寸法例

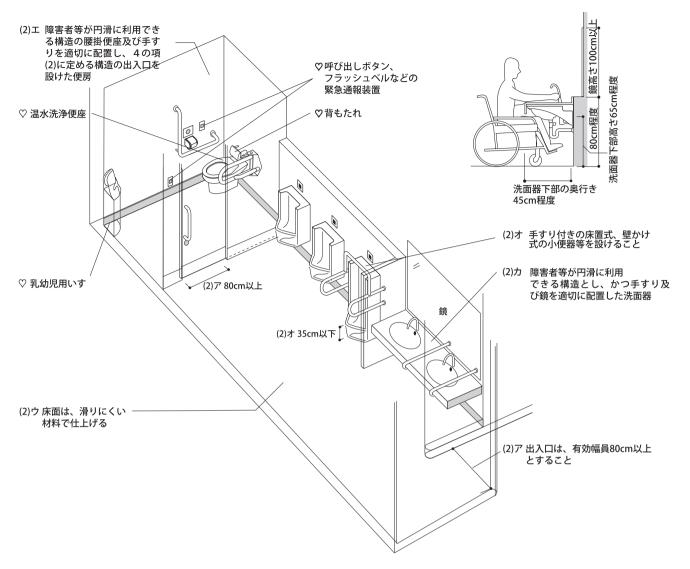


図12 車いす使用者が利用できる最小寸法例

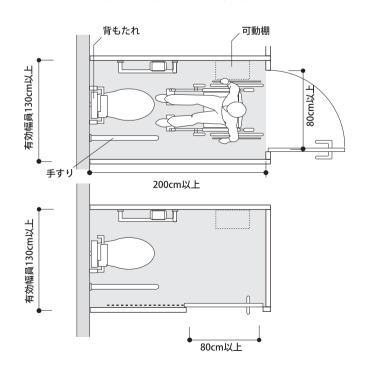


写真1 乳幼児用いす







便 所

1-9

浴室、シャワ一室等

## ●基本的な考え方

- ・ 浴室又はシャワー室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- 浴室等は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の段の解消、手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突起物を設けないことなどについて十分 考慮する。

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
療所を除く。)、 13の項に掲げる公 つ多数の者が利用 利用する浴室、シ 次に定める構造の	り項に掲げる医療施設(無床診4の項、10の項、11の項及び4円の項、11の項及び5共的施設において、不特定かがし、又は主として障害者等がい治さい。 の浴室、シャワー室をそれぞれり区別があるときは、それぞれと。	別表第1の4の項、10の項、11 の項及び13の項に掲げる公共的施設」とは、福祉施設、宿泊施設、公衆浴場及び運動施設のことである。     浴室、シャワー室等には、浴室、シャワー室のほか脱衣室、更衣室が含まれる。	公共的施設にお室等の お室・する頃ににお室等の でをでするの頃にといる。 では、といるでは、 が設置、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	
(1) 出入口の構造	出入口は、次に掲げるものであること。ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(4)に掲げるものであること。		・ 有効幅員は90セン チメートル以上とす ること。	図2 図4 図5 図7 図9 1の項 P60参照
(2) 浴槽等の設置	浴槽、シャワー、手すり 等が適切に配置されている こと。	等す移を。合る まはと に配 まのトト〜こ 径楕 手ト 下ないのの動設 は構 まレす・で慮・で場かに見ますの込ますが出来したが腰要設利、しす 作け りてンン合度 円程 はい がるの、チチはと 形度 にはか 動設 すしセンと含度 円程 はい がるの、チチはと 形度 にお 動設 が原びの2 日 にあとりきとが 11にすう慮が 20で 11にする手きす床の合程程と、たが腰要設利、しす 作け りてンン合度 円程 はい がるの、チチはと 形度 、チ 側突 はにすう慮が 20で 連らとげは上下しょ しつる設きすの込まが 11にする。はうとげは上下しょ しつる設きすの込まが 11にする。はうとげは上下しょ しつる設きすの込まが 11にする。は 11にする。 11に	・ のると ・ らし ・ らし ・ らし ・ の は 思る ・ らし ・ ら	図 1 図 4 図 5
(3) 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	浴室室内で車いす使用者が回転できるスペース(径150センチメートル以上)を確保する。		図 5 図 9
(4) 床面の仕上 げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	<ul> <li>ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</li> <li>マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。</li> </ul>		図 1 図 4





浴室、 シャワー室 等

#### 図1 浴室の整備例

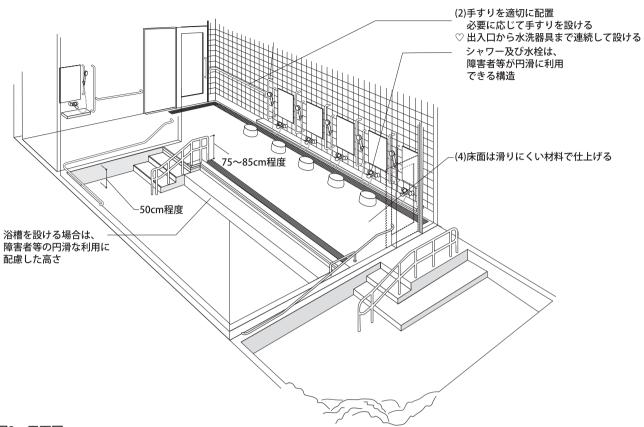
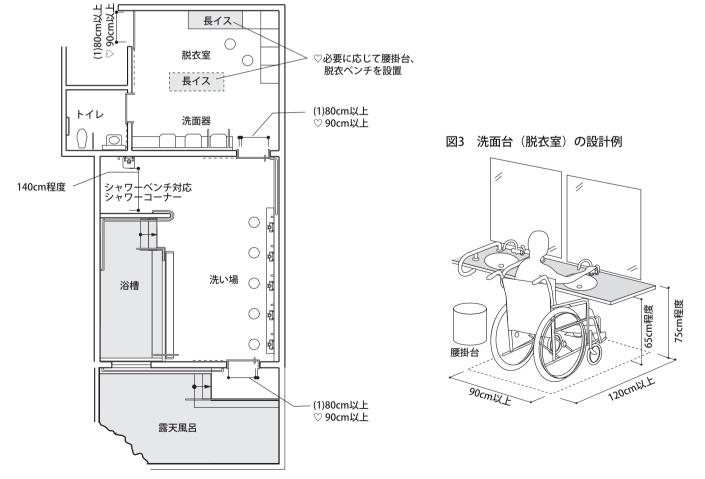


図2 平面図

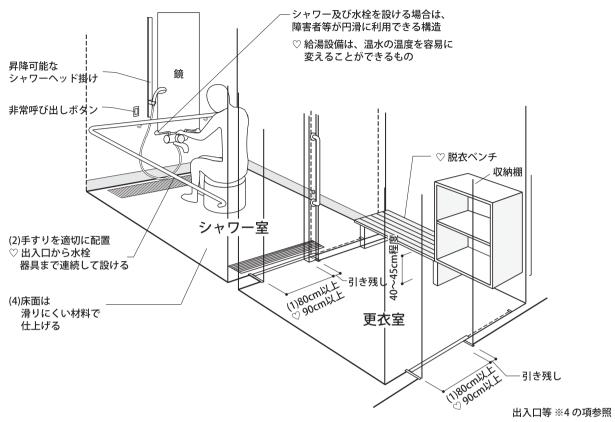




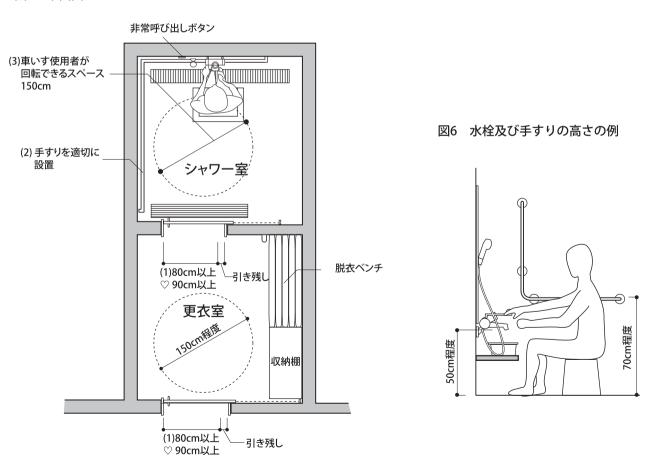


浴室、 シャワー፮ 等

#### 図4 シャワー室の整備例



## 図5 平面図

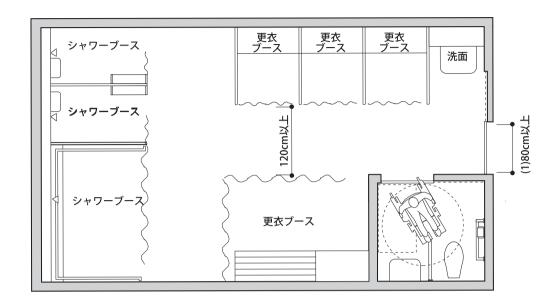






浴室、 シャワー室 等

### 図7 シャワー室等の配置例



# 図8 高齢者・障害者等に使いやすいシャワー器具の例

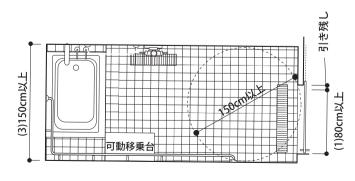


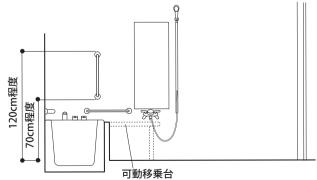
可動式シャワーベンチ



シャワーチェア

# 図9 車いす使用者も利用しやすい家族向け浴室の設計例









浴室、 シャワー室 等



# ●基本的な考え方

- ・ 利用者の休憩若しくは宿泊に供する客室等を設ける場合は、高齢者、障害者等
- が円滑に利用できる客室を一定数以上整備する。 ・ 高齢者、障害者等が利用する客室は、移動の困難を考慮して、避難上有効な廊 下又は階段に接近して設ける。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者の緊急時の対応として、視覚・音声伝 達設備の設置や誘導職員の適正な配置を行う。
- 宿泊施設の職員は、高齢者や障害者への対応方法に関する知識の習得に努め、 利用者に安心してくつろげる施設を提供する。

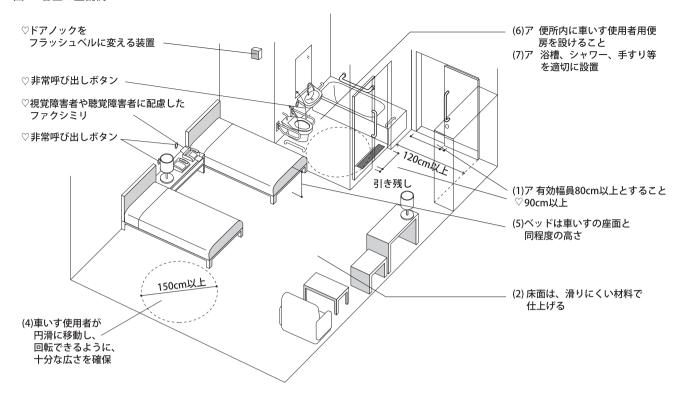
整	備基準	解説	望ましい水準	備考
施設において、7 又は主として障害 場合は、次に定め 合計が100室を超 100分の1を乗じ	の項及び10の項に掲げる公共的 を特定かつ多数の者が利用する客室を設ける はまる構造の客室を1(客室数の はなるときは、客室数の合計に で得た数、ただし、その数に1 はときは、これを1に切り上げ 以上設けること。	・ 「別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設」とは、福祉施設および宿泊施設のことである。	・ は200字は一次の場合である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字では、 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字である。 では200字では、	
(1) 出入口の構造	出入口は、次に掲げるものであること。ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(4)に掲げるものであること。		<ul><li>有効幅員は90センチメートル以上とすること。</li><li>ドアノックをフラッシュベルに変える装置を設置すること。</li></ul>	図1 図5 図6 1の項 P60参照
(2) 床面の仕上	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。			図 1
(3) 手すりの設置	必要に応じて、手すりを 設けること。			
(4) 客室の広さ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように十分な広さを確保すること。			図 1 図 7
(5) ベットの高さ	ベッドを設ける場合は、 車いすの座面の高さと同程 度の高さを確保すること。			図 1 図 3
(6) 便所の構造	の表共部る項いい者使も男あ以合 者 びるげんがに場にてるが用の子る上はア イ 当便のありに場ににないる、るの設10にれ数いれ上別れる 使。房で第的に対するとはでは、とのおの別公室特る房。女、らりに設けったにてイ第的設か所設が用れてない。すと便れであるの設ん及げ該に用用優が用れてない。すと便れで第一個ありによがである。女、らりにははなびる客不する房。女、らりにははなびる客でははいいでは、	8の項(1)に定める便所(みんなのトイレ)ほどの床面積までは要求しないが、少なくとも車いすに乗ったまま進入し、利用できる構造とすること。		図 1 8 の項 P84参照

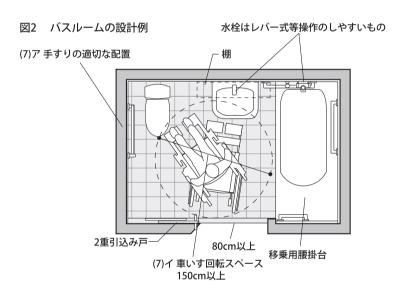




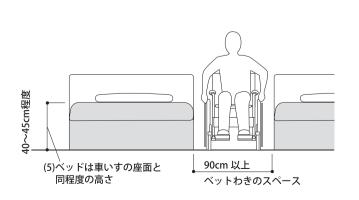
客室

### 図1 客室の整備例

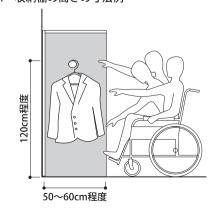




### 図3 ベッドまわりの寸法例



### 図4 収納棚の高さの寸法例





1-10

客室

整	備基準	解	説	望ましい水準	備考
	るものであること。 (7) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。				
(7) 浴室の構造	本のとけ定浴掲以区れ場ア で客物利等。女、れな一置がで確 イ。に。 らか室げ上別1合 りい 利うて る 料 浴に。らか室げ上別1合 りい 利うて る 料 浴に。らか室げ上別1合 りい 利うて る 場この を掲たれつ、る(が以は浴等る車用十い出の面上 がに。らか室げ上別1合 りい 利うて る 料 次とけ定浴掲以区れ場ア イ うさ 掲 い 大きるが不す次が用れい。手れ 滑るさ 掲 い を関係して数かの子る)ではまれ では イ。に。 をで客物利等。女、れな一置 がで確 イ。に。 を 円き保 に く を 円き保 に く を 一の該築が室るびはらでり配 者がが (6)とりと と 中さいまれ げ 材	ましす。る、式い配、と、で場ルル85、3円、すいでバる床こマとす慮必。床の合程程セ原~型壁り程手でバる床こマとす慮必。床の合程程セ原~型壁り程手用式とは、トる通るに、上さ、、と子とセすにあとり、用式とは、 をな行こ応 げは上下しょしンる設きすので等。、 をな行こ応 げは上下しょしンる設きすので等。、 をな行こ応 げは上下しょしンる設きすので等。、 をな行こ応 が原乃601ト、メとす4こ部る作り け足支。て か原乃601ト、メとす4こ部	ら手した。 ・手した。 ・手した。 ・手した。 ・りてンシーは、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の	・ 給湯設備は、温水の温ををできることすること。	図 1 図 2





客室

### 図 5 外開き戸の場合

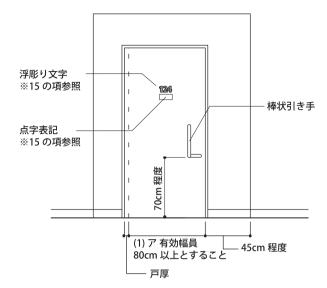
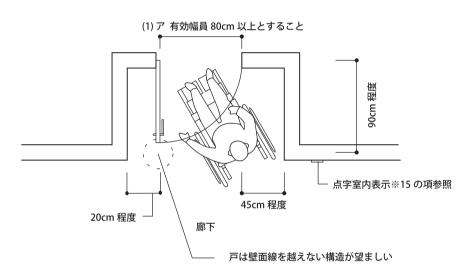
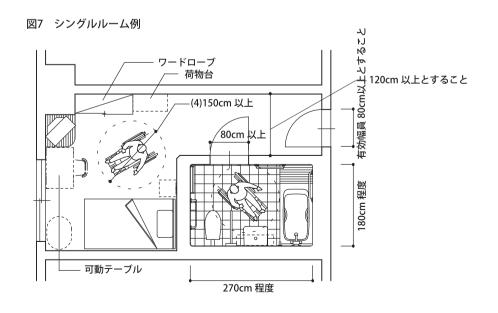


図6 平面図







1-10

各国



# 客席及び舞台

●基本的な考え方

- ・ 利用者の利用に供する客席及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客席を一定数以上整備するとともに、舞台への移動経路を確保する。
- 客席の計画にあたっては、高齢者や障害者等が友人や家族とともに利用できるように配慮する。
- ・ 客席は、避難出入口が円滑に利用できる位置とし、利用者が客席を選択できるよう配慮する。
- 聴覚障害者のための集団補聴装置、字幕等について配慮する。

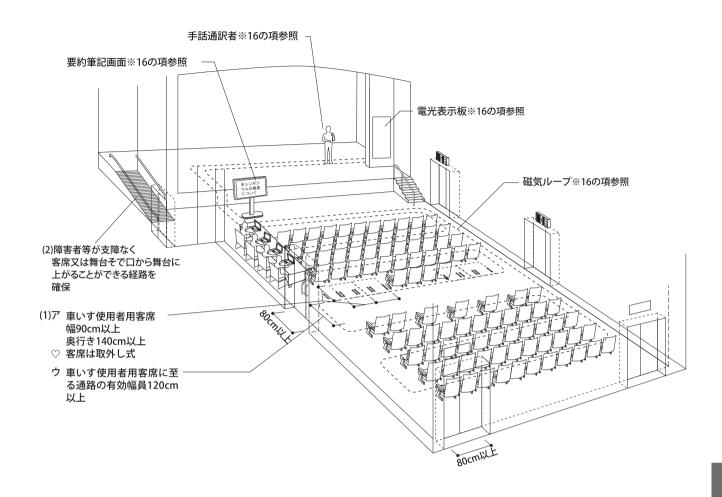
整	備基準	解	説	望ましい水準	備考
項から15の項ま て、不特定多数の	の項、2の項、4の項及び13のでに掲げる公共的施設においる者又は主として障害者等の利なび舞台を設ける場合は、次にこと。			・ 公共的施設において客席及び舞台を設置する場合にあっては、11の項に定める構造とすること。	
(1) 車いす使用 者用客席の設 置	でいい計をでいい計をでいい計をでいい計をでいい計をでいい計をでいい計をでいい計	を	のほか、 可動式 このほか、 このは にのは にのは にのは にのは にのは にのは にのは に	をなよを 客のどに をなよ を 客のどに がさ応こづこ使す保すい でまでとーと 用便すい 確やこ がき の まるまる 等 用者な置 車は線覧します。 ままる 等 に でまでとした の は でまでと の と の と に も でまでと の と に も できない と に も に も できない と に も できない と に も に も できない と に も できない と に も できない と に も に も できない と に も に も できない と に も できない と に も に も に も に も に も に も に も に も に も に	図 1 図 2 図 3 5 の 項 P74参照
(2) 舞台への経 路	障害者等が支障なく客席 又は舞台そで口から舞台に 上がることができるような 経路をそれぞれ1以上確保 すること。	るよう、傾斜路やにより経路を確保・ 舞台に上がる糸 止措置を講ずるこ	ないますること。 経路には、転落防 こと。 に障害者等の利用 に舞台の円滑な経		図 1



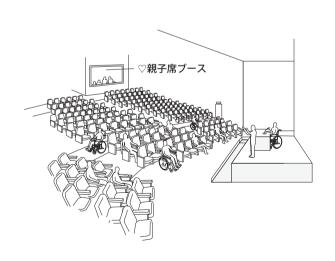


客席

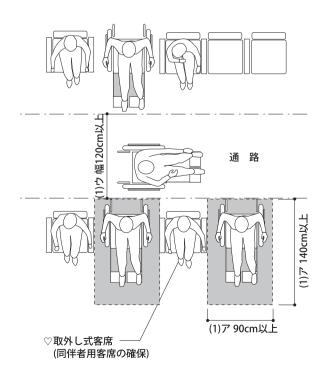
### 図1 客席及び舞台の整備例



### 図2 ステージへの傾斜路



### 図3 車いす使用者用客席等の寸法例







客点 舞台

1-12

# 案内板等

### ●基本的な考え方

- 案内板及び案内表示等を設ける場合は、高齢者、障害者等が、建築物を円滑に利用できるよう表示する。
- 案内・誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・ 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないよう、音声・振動情報伝達設備など適切に設ける。

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 車いす使用 者用駐車区画 等の標識の設 置	で者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでった。現は、関係を関係して、関係を関係を関係して、関係を関係を関係して、対したれ区みをと所同興のにの別が、、なれ駐又こる診模・のの、か共りが、、なれ駐又こる診模・のの、か共りが、、なれ駐又こる診模・のの、か共りである。項公院、対域の東にの、対域のでの、か共りで者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模びびのものでって者一付いレトるい模がびのものでって者一付いレトるい模ががある。	・標識は、障害者等の見やすい位置に設けること。 ・当該標識に表示すべき内容が容易に識別はきるもの(当該内内のれているときは、これに適合するときなっとすること。 ・車いす使用者用駐車区画の表示はより分かりやすい方法で表示すること。	・ 公共的施設において標識及び案内設備を設ける場合にあっては、12の項に定める構造とすること。	図 1 図 2
(2) 案内板その他の設備の設置	で設と。場 療模行第宿限16掲以は築いエなしを当区はをはで設と。場 療模行第宿限16掲以は築いエなしを当区はをで設と。場 療模行第宿限16掲以は築いエなしを当区はをはで設と。場 療模行第宿限16掲以は築いエなしを当区はをにのけ、	・のあ使いと、字のの的理、しト者け板ののるで、お母とにむう面によった。 いし果子多すはセ車いは一想、対しまが良いである。 で、いる対し、単車をといるが大出画のが大出画のが大出画のが大出画のが大出画のが大出画のが大出画のが大出画の	・ りさうでは、	図図図
	は にの等配浮4る、滑平条特条条建的にたる 地名一のの第け者円律(2別99)は表示が、	・照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。	・ 案内板付近には触知図等を設置すること。	





案内板 等

めの設備を設けること。

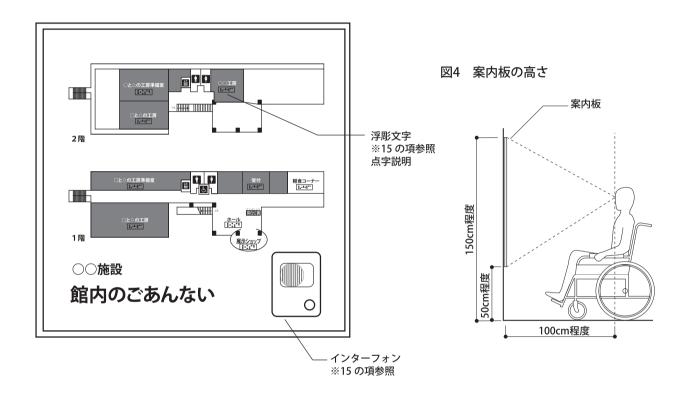
### 図1 可動しやすい専用駐車場案内板の例



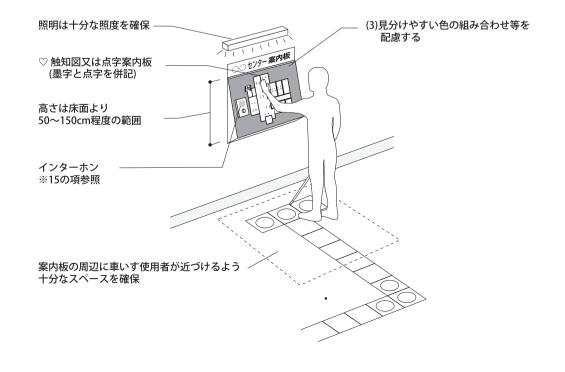
### 図2 車いす使用者駐車区画の例



### 図3 案内板の例



### 図5 案内板の設置例







案内板 等

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
(3) 明度差等の確保	ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのですが、 でのできましますが、 でのでいるでいる。 でのでいるでいるでいる。 でのでいるでいるでいるできままままで。 でのでいるできるのでは、 でのできるのでは、 でのできるのでは、 でのできるのでは、 でのできるでいるできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるできる。	・ とよわ板用降を等す に適 せ、茶ちうさ 文とが 類、目ョ実 従を対 朱暗紫線、 をよわ板用降を等す に適 せ、茶ちうさ 文とが 類、目ョ実 従を対 朱暗紫線、 で 明 はた で また で は と は と は と は と は と は と は と は と は と は		⊠ 3





案内板

# カラーバリアフリーチェックリスト

# 作成した案内サインなどをチェックしてみましょう

1、文字の見やすさ	チェック欄
ナウ L 北月に四京学 バナフル・セン・ 日 ヘンチ ドロバナフル	

|文字と背景に明度差があるか、ない場合ふちどりがあるか

### 2、ピクトグラムの見やすさ

ピクトグラムと背景に明度差があるか、ない場合ふちどりがあるか

### 3、赤色による強調

地図の現在地など赤色を使って強調する場合、橙寄りの赤にしているか、またはふきだし表現など形状で強調しているか	
文章の中で赤文字で強調する場合、橙寄りの赤にしているか、または下線を引くな ど色以外の方法で強調しているか	

### 4、色の塗り分け

地図の緑地、水系など塗り分ける場合、推奨色セットを使っているか、または模様などで区別できるようにしているか	
地図で凡例を使う場合、白黒コピーやシミュレーションツールで画像変換しても対応 ができるか	
離れた位置のサイン同士を色で関連づけるときは、色以外のアイコンなどを併用しているか	
複数の色を使って情報を伝える場合、設置場所の照度を考慮したか	

### 5、電光掲示

赤や緑、黄色のランプ等、色を使い分けて情報を伝えようとしていないか、伝えようと している場合、色覚障害者による評価を受けているか

出典:カラーバリアフリーサインマニュアル





案内板 等



# 誘導設備

# ●基本的な考え方

- 非常時における誘導用設備は、高齢者や障害者等の利用特性を考慮し、円滑な 避難誘導が行われ、安全に建物外部に出られるように配慮する。
- ・ 特に、高齢者や車いす使用者の場合は、移動しやすい避難通路の確保、視覚障害者や聴覚障害者については、視覚及び音声を利用した誘導案内を設ける。

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
ずる時に障害を				
(1) 非常口の構 造	非常口とするものについては、段を設けないこと。	雨仕舞等による段差は、段と見なさない。		図 1
(2) 非常口等における点滅灯等の設置	非常口、廊下等及び階段 の必要な箇所には、非常時 を知らせる点滅灯又は点滅 灯と連動した電光表示板を 設けるよう努めること。			図 1 ~ 図 4
(3) 一斉放送設備	一斉放送できる設備を設 けるよう努めること。			

(V



誘 導 設 備

### 図1 誘導設備の例

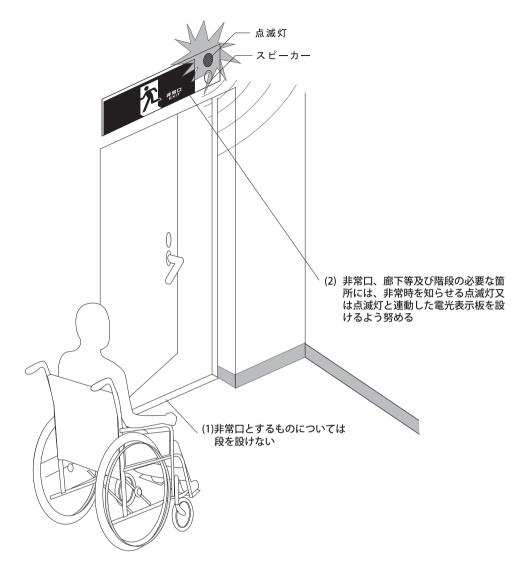


図3 電光表示板の例

# 次事です! 図2 情報点滅灯の配置例 図4 情報点滅灯の例 赤は緊急時線は連絡事項有 情報点滅灯

1-13

誘導設備

1-14

カウンター及び 記載台又は 公衆電話台

# ●基本的な考え方

- カウンター及び記載台若しくは公衆電話台を設ける場合は、高齢者、障害者等が
- 円滑に利用できる構造とする。 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者の利用に配慮して、高さ、見やすさ、使 いやすさに十分配慮する。

整	備基準	解	説	望ましい水準	備考
る場合は、次に気 載台又は公衆電話 と。ただし、無反 興行・遊興施設及	「記載台又は公衆電話台を設け こめる構造のカウンター及び記 話台をそれぞれ1以上設けるこ 下診療所、小規模店舗、小規模 なび別表第1の8の項に掲げる には、この限りでない。			・ 公共的施設においてカウンター及び記載台又は公衆電話台を設け、14の項に定める構造とすること。	
(1) カウンター 等の構造	カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。	メートル程度、 メートル程度と ・ 筆談用のメモ 覚障害者とのコ に配慮すること。 ・ 車いす使用者	などを準備し、聴 ミュニケーション が利用できるよう 部は、高さ75セン	・ 視覚障害者等に配慮し、立位のカウンターを設けること。	図 1図 2
(2) 公衆電話機の構造	公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	メートル程度と 65センチメート と。・ダイヤルンチン は、100センチン る。・けこみの奥行 メートル程幅装め ・するよう多の	呆すること。	施クこ )接な、がる 銭、利る 支手の点 壁に使スン奥トる 電レみのと を	図33図45





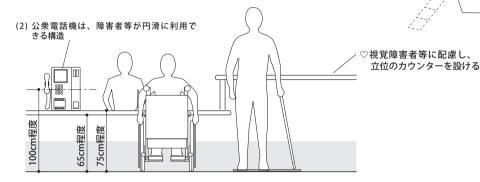
がンター及 び記載 台又は 公衆電 話台

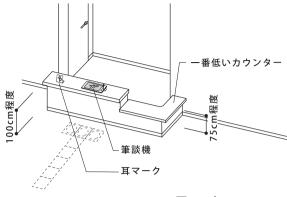
### 図1 カウンター及び記載台又は公衆電話台の例

### 図2 カウンター例

(1) カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、 車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部に は、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを 設ける



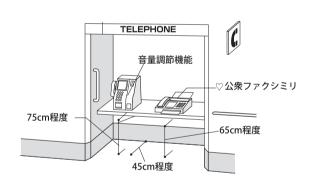




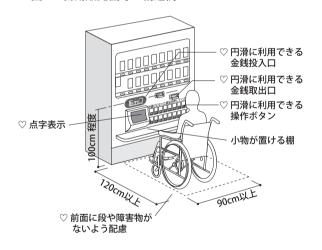
耳マーク 出典:社団法人全日本難聴者・ 中途失調者団体連合会



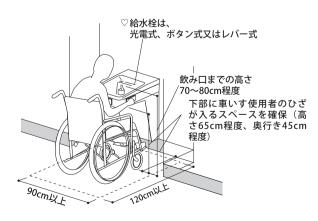
### 図3 公衆電話台等の設置例

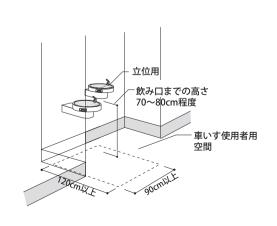


### 図4 自動販売機等の構造例



### 図5 水飲みの構造例







1-14

がンター及 び記載 台又は 公衆電 話台

1-15

税覚障害者の 安全かつ円滑な 利用に必要な設備

# ●基本的な考え方

- ・ 視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、音声案内、視覚障害者誘導 用ブロック等を適切に設ける。
- 視覚に代わる情報伝達方式は、複数の方法を併用して活用する。
- 白杖等の使用者は、歩行中足下から上部の情報が入手しにくい。上部のみに突出した構築物は衝突の危険があるので避ける。

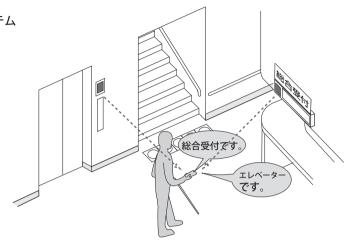
整	備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 主たる経路の視覚障害者用誘導プロックの敷設等	で (2) と (2) と (2) と (3) と (4) と (4) と (4) と (5) と (5) と (6) と (6		<ul> <li>公共的施設においては、15の項に定める設備を設けること。</li> <li>会議等では、点字資料や録音テープ等を用意すること。</li> </ul>	図 4 4 の項 P70参照 12の項 P100参 照
アースの敷設である。 おいかい おいかい かいかい おいかい かいがい かいがい かいがい かいがい	う等ッの設囲相とも及に他っれ面彩りいには視を行いのう等ッの設囲相とも及に他っれ面彩りいには視を行いのでけの又にのび敷こててと度容う組音覚設方風限で、(クでけの又にのび敷こててと度容う組音覚設大が、ないき。床そでけの又にの適、よ設、が、に他でしてと度容うが、といき。敷方導たるいでは、いき。床そでけの又にの適、よ設、が、でいき。床そでけの又にの適、よ設、が、でが調色によりにはよを切工り備進なことがあります。	(1. ことを比安な にた 敷 等すら保 祉の導用るす導ク声と 状端た 寛声 者が築ら 者用、設な齢設誘にを の でる対輝かでい滑優 ク カ敷面を る所者のに利る口・る のでした 、、分的、な久る 書 すにに障。や児いクきの高いる内れ 置等の立る ク カ敷面を る所者のに対して ロガルの では、下ないに の でる通す がいた の でる通す では、下は、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方のでは、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方のでは、一、大方では、一、大方のでは、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大方では、一、大は、一、大は、一、大は、一、大は、一、大は、一、大は、一、大は、一、	<ul> <li>視覚障のののののののののののののののののののののののののののののののではある。</li> </ul>	☑ 1 ~ 図 4





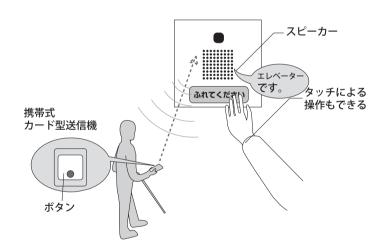
### 図1 音声誘導設備(赤外線等)

手元の携帯装置で受信し、音声で案内情報を得るシステム



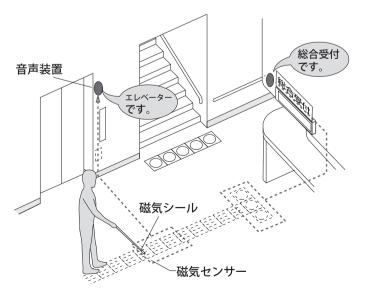
### 図2 音声誘導設備(電波方式等)

携帯送信機から信号を送信し、要所に設置された 装置から音声で案内情報を得るシステム



### 図3 音声誘導設備(磁気方式等)

白杖に巻きつけた磁気シールを要所の視覚障害者 誘導用ブロックに埋込まれたセンサーが感知し、 音声装置から案内情報を得るシステム





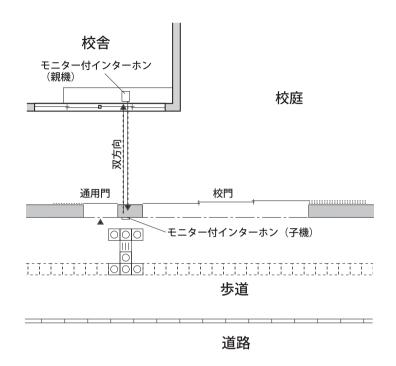


整	備基準	解説	望ましい水準	備考
イ 敷地内通路	経路を次に告っている。 を構成者が整いした。 を構成者が整いである。 を構成者ができる。 を構成者ができる。 の道にはできる。 で等をはいるができる。 で等をはいるができる。 のでは、ここののでは、 では、ここののでは、 では、ここののでは、 では、ここののでは、 では、ここののでは、 では、ここののでは、 では、ここのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(2) その他の視 でででは でででする。 の他の視 でででする。 の他の視 でででする。 の他の視 ででする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののです。 ののでです。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 のので。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 のので。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 のの	のう同は造廊びる滑状は視を規舗規別(にのあいた項ち住、の下ェ。にブ音覚設模、模表寄限項った場所に定近る所名にしたるし規及並8る及施りの設模っるす)にが、、よ設、模びびのもび設でのに、宅ア階等に対視き等他をと療共遊7用、るこのに、宅ア階等に対視き等他をと療共遊7用、るこのに、宅では、でのに、でか項ができるでは、でかった。のに、おいてのでは、でのに、でのに、でのに、でのに、ででのでは、でからでは、でからでは、でからでは、でからでは、でからでは、でからでは、でからでは、できない。 のいたでは、でからでは、様びびのもび設での設模っるす)にが、、よ設、模びびのもび設での設模っるす)にが、、よ設、模びびのもび設での設模っるすが、よいによりには、よいには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
ア 傾斜路等の 上端及び下端	2の項に定める構造の傾 斜路及び6の項に定める構 造の階段の上端及び下端に 近接する廊下等の部分	・ 傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始終端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。 ・ 階段の上端及び下端に敷設する点状プロックの位置は、階段の始終端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。		2の項 P66参照 6の項 P78参照
イ 傾斜路の踊場	2 の (傾分高超 かっと では、			2の項 P66参照
ウ 主要な出入 口等の戸の構造	4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。) 又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後			4 の項 P70参照
エ 階段の踊場の上端	6の項に定める構造の階段(駐車場に設けるものを除く。)の段がある部分の上端に近接する踊場の部分(段がある部分と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。)			6の項 P78参照

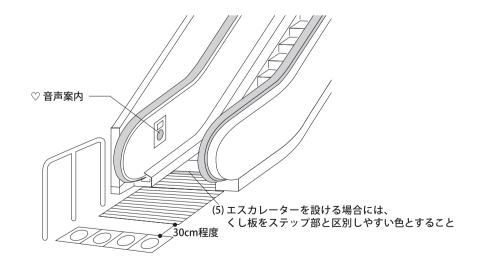




### 図4 学校等の整備例



### 図5 エスカレーターの整備例







整	備基準	解説	望ましい水準	備考
オ エスカレー ターの端部等	エスカレーターの端部 等、特に視覚障害者の注意 を喚起することが必要であ る場所	・ エスカレーター前に敷設する点 状ブロックの位置は、エスカレー ター始終端部の点検蓋から30セン チメートル程度離れた箇所とする こと。	<ul> <li>・ エスカかでは、</li></ul>	⊠ 5
(3) 手すりへの 点字その他の 案内設備の設置	2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の原治に定める構造の簡単に設けるに設ける構造の階段に設ける下、点字その他の案内設備を設けること。	・ 「点字その他の案内設備」とは、点字のほか、音声案内等をいう。 手すりの点字その他の案内設備においては、現在位置や行き先、上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とすること。 ・ 点字は、はがれにくいものとすること。		2 の項 P66参照 5 の項 P74参照 6 の項 P78参照
(4) 出入口への 点字その他の 案内設備の設置	8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造のの項に定める構造のの項には、点字の出入口には、点字をの他の案内設備を設けること。	・ 8の項(1)に定める構造の便は、 ののトイレ)においては、 現在位置や構造及びだれも内すること。 ・ 8の項(2)に定める構造の便所であるした。 ・ 8の項(2)に定める構造の便及び思力を案の区別があること。 ・ 8の項は、現在位置も構造当該の区別を変内すること。 ・ 10の区別であること。 ・ 10の可に定める置及で表すでは、 ・ 10のでは、現在であるでは、 ・ 10のでは、 ・ 10のでと ・ 10のでは ・ 10のでと ・ 10のでと ・ 10のでと ・ 10のでと ・ 10のでと ・ 10のでは ・ 10のでと ・ 10のでと	・有室な合いである。 「本のでは、一名では、大学では、大学には、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名で	8 の項 P84参照 10の項 P94参照
(5) エスカレー ターのくし板	エスカレーターを設ける 場合には、くし板をステッ プ部と区別しやすい色とす ること。			図 5









1-16

聴覚障害者の 安全かつ円滑な 利用に必要な設備

# ●基本的な考え方

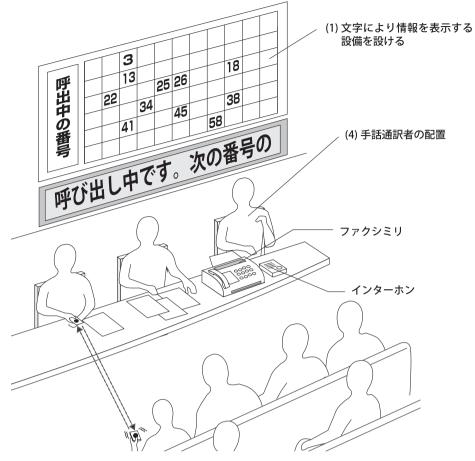
- 聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるように、文字情報表示を適切に行う。
- ・ 視覚による情報入手が不可欠なため、見通しのよい空間計画が求められる。
- 緊急誘導などの情報伝達は、光又は振動などを併用し、かつ連続的に行う。
- ・ 聴覚障害者の施設利用への対応としては、手話通訳者を適宜配置する。

整	備基準	解説	望ましい水準	備考
聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。			・ 主要な階段の踊場、廊下・地下街等の曲がり角には必要に応じて衝突を防止するための鏡を設置すること。	
(1) 文字情報表 示設備の設置	では、 は、 のに供る者に のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のに、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 のことは、 の、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、	別表第1の3の項に掲げる医療施 と ((1)又は(2)の用に供いるものに (1)では (2)の用に供いるものに (1)では、 (4)では、 (5)では、 (	・その他の公共的施設においても、での情報を提供を行うこと。	図 1
(2) 文字表示設 備の設置	別表第1の1の項、2の 項((2)から(4)までの用び ((2)から(4)までの用び 4の項に掲げる公共的記 において、利用者の利用に は、スクリーン等に対する スクリーン等に対する 出せる機器を設けること。	・ 「別表第1の1の項、2の項 ((2)から(4)までの用に供するも のに限る。)及び4の項に掲げる 公共的施設」とは、官公庁施設、 図書館等、動物園等、集会場及び 福祉施設のことである。 ・ 「文字を映し出せる機器」に は、OHP、パソコンプロジェク ター等がある。	・ その他の公共的施設においても会議を設ける場合にあっては文字表示設備を設けること。	
(3) 難聴者の聴 力を補う設備 の設置	別表第1の1の項、2の項、4の項、4の項の項の項の項の項の項の項の項の項の項の項の項の項の項の可以表述。 2の項目 1の項目 2の項目 2の項目 2の項目 2の項目 2の項目 2の項目 2の項目 2	「別表第1の1の項、2の項、4 の項及び13の項から15の項までに掲 げる公共的施設」とは、官公庁施 設、教育文化施設、福祉施設、運動 施設、興行・遊興施設および展示施 設のことである。 ・「難聴者の聴力を補う設備」に は、磁気ループ等を補助した集団 補聴装置や、FM補聴装置、字幕、 線補聴装置、字幕、 表示する装置等がある。	・ 音声等等 できる	
(4) 手話通訳者 の配置	別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設(無無診療所を除く。)及び4の項に掲げる福祉施設に場ける福祉を設ける場ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。		・ その他の公共的施設におる場所をはいる場所をはいる場所をできる。	図 1





### 図1 窓口等の整備例



### 図2 双方向無線・振動呼出器

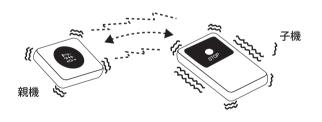
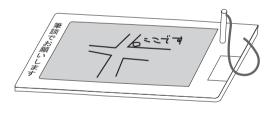


図3 筆談器



### 図 4 IP Talk を利用した文字情報端末



入力用パソコン → 発信器 → 受信端末器







# 休憩、授乳場所等

# ●基本的な考え方

- ・ 高齢者、障害者をはじめ、すべての人が円滑に利用できる休憩及び授乳場所等を1以上整備する。
- 休憩室には、妊産婦も休憩できるスペースを設ける。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるように努めること。	・ 「休憩、授乳のための場所等」には、休憩及び 授乳場所のほか、おむつ替えの場所等が含まれる。 ・ 休憩、授乳場所等の出入口の付近には、分かりやすい案内表示を行うこと。		
	(休憩場所) ・ 場所や形態については、施設の空間を有効に活用し、利用者の状況に即したものを設けることが望ましい。障害者等が円滑に利用できるものとし、廊下等の有効幅員が不足することのないよう注意する必要がある。		図 1 ~ 図 3
	(授乳場所) ・ 乳幼児を連れた者が長時間利用する施設にあっては、授乳、おむつ替え等のできる場所を設けること。 ・ 授乳のための場所は、カーテンや確保し、腰掛を備えることを乳幼児を立たせておむで替えるできる。・ 乳幼児を立たせておむ置すると。		
	・ 乳幼児用のベッドやいすは、転落防止措置に配慮し適切に配置するとともに、ベビーカー等での通行にも配慮すること。 ・ 手洗い、流し台、給湯器のほか、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設けること。		





休憩、 授乳 場所等

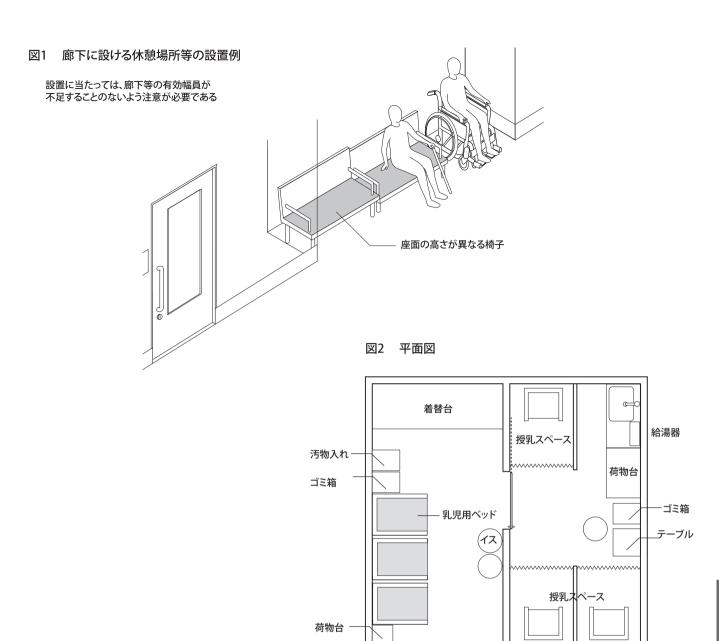
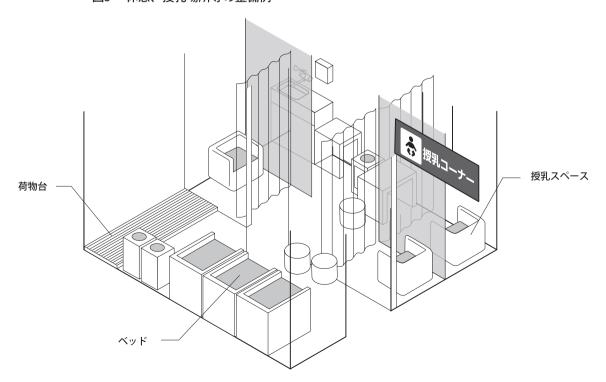


図3 休憩、授乳場所等の整備例



(IV)

1-17

怀憩、 授乳 場所等

